

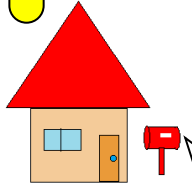
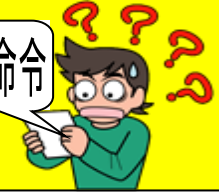
# 特殊詐欺 抑止NEWS

令和2年7月3日(月)  
埼玉県警察本部  
生活安全総務課  
048-832-0110

法務省などをかたる

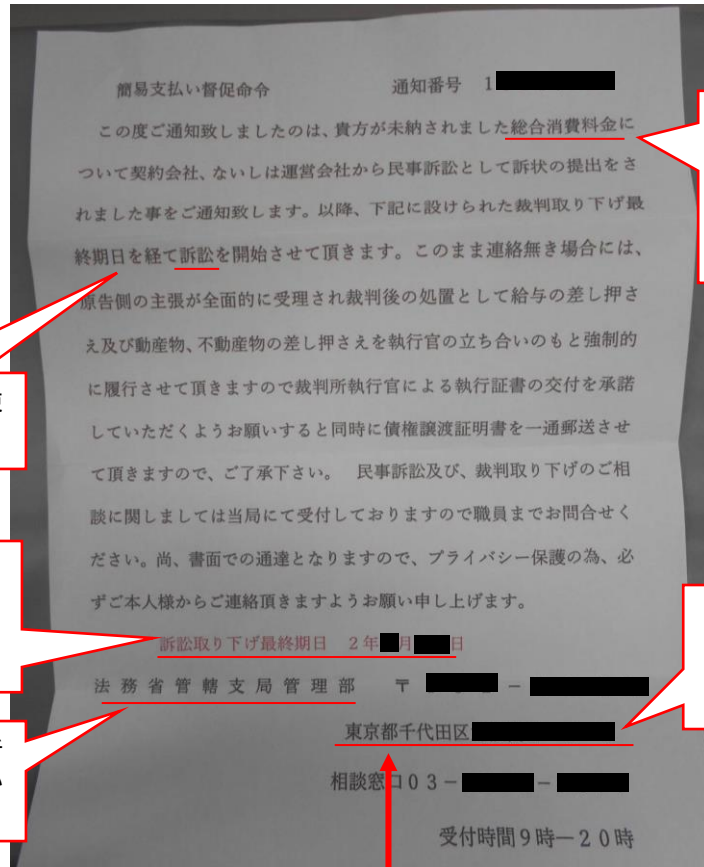
## 封書に注意!

督促命令



実際に自宅に届いた切手の貼られた封筒

## 封書(督促命令)



総合消費料金などと記載し、債権について名目や金額の具体的な記載がありません

訴訟という言葉を使い不安を抱かせます

最終期日を配達日から直近の日にして、至急連絡を取らせようとしています

存在しない組織や所属名が記載されています

所在地を記載することで信憑性を高めています

消印が押されていますが、所在地と異なります

※実際に送られた文書です。(一部加工しています)

## 被害にあわないために

このような不審な封書(はがき、メール等)を受け取った場合は、

- 身に覚えのない請求には応じない
- 記載された連絡先に電話をかけない
- 慌てずに家族や警察に相談する

ことが大切です。連絡を取ってしまうと二セの弁護士や債権回収会社と名乗る者に騙されて料金の支払いを要求されます。

日頃から家族で詐欺について話し合い、被害を防止しましょう。

